

## 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂 新旧対照表

(下線部分は改訂部分)

改 訂 案	現 行
<p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）</p> <p><u>差止請求関係業務の適正化を図る観点から、差止請求関係業務を遂行するための体制及び業務規程が整備されることが必要であり、具体的には、以下のア及びイのとおりである。もっとも、適格消費者団体が事業者に対して不当な行為の停止等を請求することができる存在であることからすると、適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。</u></p> <p>ア 体制</p> <p>法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）がこれらの組織に必要な数だけ配置されていること、④例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が</p>	<p>2. 適格消費者団体の認定</p> <p>(3) 体制及び業務規程（法第13条第3項第3号関係）</p> <p>ア 体制</p> <p>法第13条第3項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、①差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害に係る情報の収集から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、当該組織の運営（事務分掌、権限及び責任等）について定款又は業務規程において明確に定められていること、②当該組織の事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任及び解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、③差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、業務の適正な遂行に必要な人員（役職員や専門委員等）がこれらの組織に必要な数だけ配置されていることをいう。</p>

「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、差止請求関係業務を遂行できる組織であることをいう。

また、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員である場合は、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務を適正に遂行できるか否かを判断することとする。

組織及び人員としては、理事会及び理事、法第13条第3項第5号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門委員、職員、監事のほか、消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員が想定される。なお、「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か等）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数（法第13条第3項第1号の法人の社員数）についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要

組織及び人員としては、理事会及び理事、法第13条第3項第5号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門委員、職員、監事のほか、消費者被害の情報収集部門及び消費者に対する差止請求情報公表部門並びにこれらの部門に配置される人員が想定される。なお、「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か等）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数（法第13条第3項第1号の法人の社員数）についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要

な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。

なお、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならず、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることにも留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。

（略）

## 5. 監督

（4）不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

（ア） 適合命令

法第33条第1項に規定する「これらの要件に適合するために必要な措置」とは、その要件を充足させるために必要な措置を指し、例えば、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令若しくは

な事務所等の施設、物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならない。

なお、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならず、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることに留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。

（略）

## 5. 監督

（4）不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条関係）

イ 適合命令及び改善命令（法第33条関係）

課徴金納付命令又は食品表示法に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員に該当し、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合であれば、当該役員の解任が考えられる。

(イ) 改善命令

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 理事会及び理事に関し法第13条第3項第4号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もっとも、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）
- ② 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差止請求関係業務に関して知り得た

法第33条第2項に規定する「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」とは、適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する。

- ① 理事会及び理事に関し法第13条第3項第4号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もっとも、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）
- ② 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及

<p>情報の管理及び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合</p> <p>③ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合</p> <p>④ 適格消費者団体が国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して差止請求関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合</p> <p>⑤ 国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合</p>	<p>び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合</p> <p>③ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合</p> <p>④ 適格消費者団体が国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して差止請求関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合</p> <p>⑤ 国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合</p>
---	---